

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO ティモシー・ハンシング

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 王生 貴久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 王生 貴久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 子会社の株式譲渡契約承認の件

##### 議案の概要

当社は、平成28年6月14日開催の取締役会において、当社が所有する当社連結子会社であります株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下、「RPF社」といいます。）の発行済株式16,812株（RPF社の発行済株式総数の61.25%に相当。）、RPF社の子会社である株式会社キューズダイニング（以下「キューズダイニング社」といいます。）の発行済株式213株（キューズダイニング社の発行済株式総数の29.26%に相当。）、RPF社の子会社である株式会社スイートスター（以下「スイートスター社」といいます。）の発行済株式815,340株（スイートスター社の発行済株式総数の40.77%に相当。）、及びRPF社の子会社（香港法人）であるSweetstar Asia Limited（以下「Sweetstar Asia社」といいます。）の発行済株式12,000株（Sweetstar Asia社の発行済株式総数の48.98%に相当。）を、株式会社フード・プラネットに譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付で本件株式譲渡に係る契約（以下、「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡等の承認等）に従い、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

効力発生日 平成28年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 議案の概要

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、親会社と決算期を12月末に統一することで、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第14条、第15条、第45条、第46条、第47条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第18期事業年度は、2015年10月1日から2016年12月31日までの15ヶ月になるため、経過措置として附則を設けるものであります。なお、現在決算期が12月31日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

さらに、当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の320,000,000株から、798,000,000株に変更するものであります。

効力発生日 平成28年6月30日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件  | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|-------|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 1,093,712個 | 10,569個    | - 個        | (注) 1 | 可決 89.69                   |
| 第2号議案 | 1,092,233個 | 15,309個    | - 個        | (注) 1 | 可決 89.33                   |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 決議の結果の賛成比率は、小数点第二位以下を切り捨てております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則り適法に決議が成立したため、当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は、賛成数、反対数及び棄権数に加算しておりません。